

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年4月2日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 飯塚義隆

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 浦川原区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 使用料等の収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和8年2月2日～3月25日

7 監査の結果 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 なし

(2) 注意事項 9件

① 契約事務に関する事 2件

② 検収事務に関する事 3件

③ 支出事務に関する事 2件

④ 契約・検収事務に関する事 1件

⑤ 契約・支出事務に関する事 1件

(3) 要望事項 1件

・消防施設敷地の借受に係る契約について